

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第2回会合 議事要旨

1 日 時

平成19年6月22日(金) 10:00~12:00

2 場 所

総務省第一特別会議室(中央合同庁舎2号館8階)

3 出席者

(1) 研究会構成員(敬称略、五十音順)

鳥居昭夫、中村清、新美育文、長谷部恭男、飛田恵理子、舟田正之、山内弘隆、山下東子(8名)

(2) 総務省側

鈴木情報通信政策局長、中田審議官、山根総務課長、吉田放送政策課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

(3) オブザーバー

統計局高見経済基本構造統計課長

4 議 事

(1) 開会

(2) 議題

- ① 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて
- ② 世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)

(3) 閉会

5 議事の概要

事務局より、第1回会合の補足、契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて及び世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)について順次説明。

(1) 質疑、意見交換における構成員からの主な発言は以下のとおり。

① 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データ関連

○ 契約率の母数を世帯でみる場合、契約率の算定をどのような考え方で行っているのか、法的主体として(世帯構成員の)誰と考えるのか、その点について法令の根拠についての確認があった。

○ 世帯というのはそれぞれの法律によって概念が違っているので、NHKの受信規約で世帯はどのように定義されているのか。(世帯数・事業所数の推計に当たり)どれが一番親和性があるのかという議論となる。

- 自然人の世帯だけでなく、事業所の定義についても同じ。
- 報道にワンセグの見られるモバイルが2000万台になるという数字があるなか、世帯について、NHKの放送を受信する機会、受信できる可能性を持っているという意味で、新しい技術について考慮する必要もあると考えるが、イギリスの算定モデルについて引き続き調査する必要がある。
- さらにデータを支えるためには、テレビの販売台数も参考資料になるのではないか。イギリスの場合は、こうしたデータを使っていると思うので、そのようなことも考えてみたらどうか。
- 病院のテレビ設置平均室数（5.9）とされていて、ホテル・旅館と同様にちょっと少なく感じるが、病床数は何かの統計で出されているのか、病院に設置しているテレビというのは、入院患者の設置しているテレビのことを指すのか、休憩所・集会所のような所に設置しているテレビを指すのか、入院してテレビを借りる場合には、受信料の支払いというのは、どのように処理されているのか。
- 関連して、例えば老人ホーム等の施設、デイサービス、日帰り施設、リハビリ施設等の新しい施設についても検討したほうがよいのではないか。
- 世帯をどのように考えるかという問題に関連して、例えばイギリスの場合、BBCは裁判所令状を持って強力な調査権限を有しているが、他方、NHKの受信規約における世帯の定義とは別に、例えば、複数の世帯が一つの住居に同居している場合、生計が別であるのかどうかというのをNHKは把握できるのかという面もあるので、全体を考慮して、どの数字が本当に合っているのかを考える必要がある
- （世帯数の調査概要について）事業所については、郵送で行い、返送のないものについては電話調査等により、比較的高い回答率（75%程度）となっているので、ある程度信用できるものであるが、世帯については、回収率が10%程度で、非常に大きな誤差、バイアスの要因があるだろうと考えられる。たとえバイアスが全く無かったとしても、母数が約5000万と大きいいため、約30万世帯以上の誤差は常に見ておく必要があるのではないか。また、世帯数の年齢構成が、他の何らかの調査の年齢構成とほぼ同じになっているかどうか、ある程度確かめる必要がある。

② 世帯及び事業所における受信料体系の課題関連

- 衛星放送に係る経費の考え方については、料金設定時は、衛星の直接的な付加経費だけを含めているが、それを共通経費も入れ込むように変えている。これは、考え方を変えたということなのか、それとも経理区分を変えたというのか。
- 現状でみた場合、公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費というのが受信料に含まれているが、例えば調査研究費等、これは例えばデジタル放送、第三世代など

を開発する経費というのはここに入っていると思うが、オールドファッションなテレビを見ている人も、負担しているというような考え方に結局なっていると思われるが、どうなのか。

- (衛星放送の収支について、) 直課部分と配賦部分の比率はどの程度か。推移を教えてください。
- これまでの経緯を見ると、基本的な考え方は総括原価で全体の料金水準が決まっていると言えそうだ。また、個々の料金設定については、基本は個別原価的なことを考慮しながらも他の要素を考慮している。受信料体系の中で公平という概念がどのように形づくられてきたかは、こうした歴史的な経緯から明らかになるのではないかと。
この研究会で、何が公平なのかということについて、どことどの場面で、どういうふうにしてこの公平感を考えなければいけないのかということをもっと明確にすべき。その際、今までの料金設定の考え方が、何らかの形で社会的に受け入れられてきたわけだから、その考え方を一般化しつつ整理すべき。
ひとつの考え方としては、コストに見合った負担、もう一つの考え方としては、税負担のように負担力のある人が負担する考え方もある。
割引についての公平は、サービス間の料金設定の公平問題よりも複雑であり、原理原則となる基本的な考え方が必要。
- 受信料を割り引く理由は、NHKの徴収のコストが低いから。供給側の理由による割引というふうには考えられるが、同一生計支払いの割引については、所得問題が入っている。所得問題を言うのであれば、同一の受信料では逆進性があるということから議論しなければならない。
- 昔、料金と税金はどう違うのか法律論争があった。例えば、国鉄の時代は、NHKの受信料と同じように、鉄道の運賃は国会の議決で決定していた。賃率は、その性格として、料金運賃のたぐいなのか、それとも税金に近いものなのかということも議論したと思うが、そのような議論は受信料についてはないのか。
- その点は非常に重要な問題であり、受信料の法的性格として負担金である、対価でもないし、税金でもないという部分は多分確立しているのだと思うが、負担金であると法的に性格づけた上で、その具体的な価格設定をするとき、サービスの違い、負担能力の違いということも、全く入ってこないことはあり得ないだろうとは思う。
- 税金といったときには、(税率の決定について) 政策的な自由度が高いと思われ、逆に言えば、所得再分配のための取っているといっても間違いではない側面があると思う。ところが料金というのは、コストに近くなければならないのではないかと。社会的認識があるのではないかと。共通費みたいな部分が大きい受信料をどのように個別設定するかというのは、ある意味では社会的合意であったり、納得性だったりするが、どの面が強調されるべきなのか。電気料金のように、もう少しリジッドにコスト

を厳格にやるのがいいのか。受信料は負担金であるが、税金に近いのか料金に近いのかという位置づけが重要。

- 受信料は両方の性格を持っており、きれいに性格づけることが出来ないため、法的には負担金と性格づけられているということだと思ふ。

(2) その他

次回会合（第3回会合）は、平成19年7月20日（金）10:30から。

次々回会合（第4回会合）は、平成19年7月27日（金）10:00からとし、関係者からのヒアリングを行うこととした。

以上